

# 業務指示書

## インド国チェンナイ港運営管理改善事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年5月28日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 山上 啓介 Yamagami.Keisuke@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年6月2日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾分野に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任/港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（インド及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 CFS運営管理】

- 1) 類似業務の経験：港湾運営管理に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（インド 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾ITシステム設計】

- 1) 類似業務の経験：港湾ITシステム設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
交通量調査に係るシュミレーション
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(INR1 = 1.720 円, US\$1 = 102.82 円, EUR1 = 141.43 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/港湾計画  
CFS運営管理  
港湾ITシステム設計

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

17.50 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年6月24日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

インド国チェンナイ港運営管理改善事業に係る技術支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/港湾計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： CFS運営管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 港湾ITシステム設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 業務の背景・目的

### 1. 業務の背景

インド南部に位置するタミル・ナド州は、東南アジア地域とのシーレーンに位置し、自動車製造業やエレクトロニクス産業等が集積している。また、日印政府の共同イニシアティブにより進められている南部中核拠点開発構想の対象州であり、州都チェンナイ市を中心に本邦企業の進出が増加する中、堅調な経済発展が見込まれている。本邦企業では、自動車関連産業が中心に進出しており、タミル・ナド州における本邦企業拠点数は、2008年1月時点の77社から2012年10月の344社と5年弱で4倍以上に増加している。

チェンナイ市東端に位置するチェンナイ港は、成長著しい同州の物流の玄関口として機能しており、2009年には6,106万トン(全国第3位)の取扱量を誇るなど、同国の重要な港湾の一つとして位置づけられている。取扱品目は、コンテナ貨物(2,348万トン【122万TEU】)を中心に、石油製品(1,332万トン)、鉄鉱石(803万トン)、石炭(306万トン)などがあり、近年ではその他貨物(1,256万トン)として分類される完成自動車の輸出が目立っている(2012年度の輸出台数は27万台と2002年度の8千台から飛躍的に増加)。

一方で、チェンナイ港は港内用地の施設開発に関しては未着手の部分が残っているほか、現有施設の運営・管理手法も十全でなく、増加する貨物量に対して取扱能力向上に向けた対策が急務となっている。「南部中核拠点開発構想地域(以下「CBIC」)の経済発展・連携促進に係る経済インフラ技術支援(有償資金協力専門家)」(2012年)によれば、チェンナイ港に陸揚げされたコンテナ貨物(輸入)がベンガルールへの目的地へ到着するまでに4日間と9時間が費やされており、そのうち約3日間をチェンナイ港での荷受等の業務に要している。こうしたチェンナイ港における物流の停滞は、現地日系企業のサプライチェーンにとって大きな障害となっており、日本商工会議所からタミル・ナド州政府に対してチェンナイ港の貨物取扱能力の向上にかかる建議書が提出されている。また、上掲有償資金協力専門家派遣において、チェンナイ港の貨物取扱能力向上は優先課題として位置付けられており、2013年5月にインド国シン首相訪日時に発表された日印共同声明においても、チェンナイ・エンノール及び隣接地域における港湾等のインフラ改善を加速する旨、合意されている。

かかる背景を踏まえ2013年10月より実施された「チェンナイ港・エンノール港の運営維持管理改善に係る情報収集・確認調査」(~2014年2月)では、機能的配置計画に基づいた港湾内外の施設や駐車場、道路等のインフラ整備及びそれに則した港湾運営管理体制と構内交通流制御体制の導入が取り組むべき課題として抽出されている。同調査で提案されたインフラ整備事業について、チェンナイ港湾公社は円借款による支援に期待を寄せており、JICA 南アジア部としても現地日系企業のニーズに迅速に対応する観点から2015年度円借款候補案件として検討を進めている。

しかしながら、当該インフラ事業の開発効果を効率的に発現させるためには、インフラ整備に先

立って新たな港湾運営管理体制と構内交通流制御体制を導入することが不可欠となっており、本事業は有償資金協力専門家派遣を通じてこれを支援するものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務の目的

個別調査「チェンナイ港・エンノール港の運営維持管理改善に係る情報収集・確認調査」の結果を十分に活用し、チェンナイ港及び周辺地域に位置する関係物流施設の運営管理を改善し、コンテナ貨物輸送時間短縮と効率的な貨物取引を図る。また、円借款候補案件「チェンナイ港インフラ整備事業」の効果を最大限に発現するために、効率的な運営管理及び構内交通流制御体制導入のもと、チェンナイ港のコンテナ貨物取扱能力を向上させる。

### (2) 期待される成果

効率的な運営管理と港内交通流制御体制導入によりコンテナ貨物取扱が改善され、コンテナ貨物輸送時間が短縮化されるとともに定時性が向上する。また、チェンナイ港及び周辺地域の道路交通環境が改善される。

### (3) 対象地域

インド タミル・ナド州チェンナイ市チェンナイ港及びその周辺

### (4) 関係官庁・機関

C/P:チェンナイ港湾公社(Chennai Port Trust)

州政府:タミル・ナド州政府

所管中央省庁:海運省(Ministry of Shipping)

関係機関:インド CFS 協会チェンナイ支部(National Association of Container Freight Station (NACFS), Chennai Chapter)、Central Warehousing Corporation (CWC)、税関(Customs Department)

## 3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1)業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、かつ「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1)実施方針

本業務では下記①～⑥の6つの分野において技術支援を実施することとし、その際、2013年に当機構が実施した「チェンナイ港・エンノール港の運営維持管理改善に係る情報収集・確認調査」

の結果を最大限に活用することとする。

- ① 小口貨物集積所 Container Freight Station(以下「CFS」)及び Central Warehousing Corporation(以下「CWC」)と連携した輸出コンテナの交通流制御体制導入の技術支援  
上記調査結果を十分に踏まえ、必要な情報を収集し分析を行う。新交通流制御体制導入の定量的効果把握を行い、新体制のガイドラインを策定し、新体制でのパイロット事業の実地指導を行う。実地指導の進捗を確認し、改善を行う PDCA サイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う。
- ② 港湾ゲート No.1 での効率的な検査体制導入の技術支援  
上記調査結果を十分に踏まえ、必要な情報を収集し分析を行う。新検査体制導入の定量的効果把握を行い、新体制のガイドラインを策定し、新体制でのパイロット事業の実地指導を行う。実地指導の進捗を確認し、改善を行う PDCA サイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う。
- ③ 港内での交通規則導入の技術支援  
上記調査結果を十分に踏まえ、必要な情報を収集し分析を行う。新交通規則導入の定量的効果把握を行い、新規規則のガイドラインを策定し、新規規則でのパイロット事業の実地指導を行う。実地指導の進捗を確認し、改善を行う PDCA サイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う。
- ④ 港湾情報共有化のポータルウェブサイト導入の技術支援  
上記調査結果を十分に踏まえ、必要な情報を収集し分析を行う。IT システム導入のため貨物情報共有化のポータルウェブサイトの基本設計・概略積算の支援を行う。システム導入のための指導マニュアル作成を行う。
- ⑤ Port Entry Pass の自動認証システム導入の技術支援  
上記調査結果を十分に踏まえ、必要な情報を収集し分析を行う。IT システム導入のため自動認証システムの基本設計・概略積算の支援を行う。システム導入のための指導マニュアル作成を行う。
- ⑥ 長期的な港湾施設配置計画策定の技術支援  
上記調査結果を十分に踏まえ、必要な情報を収集し分析を行う。CBIC の港湾マスタープランのレビューの上、長期的な港湾施設配置計画の基本方針(案)を作成する。

## (2)留意事項

ア. 本業務は 2014 年 7 月から 2015 年 6 月中旬までをフェーズ I とし、2015 年 6 月下旬

から 2016 年 6 月までをフェーズⅡとする。上記(1)①～⑥に関して、フェーズⅠ終了時の業務の進捗状況と進捗結果に基づき、フェーズⅡの業務内容を再検討する必要がある、その検討結果に基づき契約変更を行う可能性がある。

イ. 本業務の進捗は、海運省・チェンナイ港・港湾利用者ほかで組織される委員会にて四半期毎に報告を行うこと。当該委員会で実施する右報告内容については、事前に JICA 南アジア部ならびにインド事務所に共有通告し、内容について確認を得ること。

また、これらインド側 C/P に対する報告とは別途、現地日本大使館・領事館・日本商工会その他の日本側関係機関に対しても必要に応じて事業の進捗報告・協議等を JICA より依頼する場合があるが、かかる場合の取扱いも同様とする。

## 5. 業務の内容

上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。

### 【フェーズⅠ】

#### (1) 国内準備期間(2014 年 7 月上旬)

- ア. 「4.実施方針及び留意事項」の調査の関連資料、関連する既存の資料・情報等を収集・分析し、担当分野における業務内容の把握を行う。
- イ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～⑤の項目の業務を行う。
  - ① a. 国内にて本邦の類似実例を調査し、導入に係る課題を把握する
  - ② a. 国内にて本邦の類似実例を調査し、導入に係る課題を把握する
  - ③ a. 国内にて本邦の類似実例を調査し、導入に係る課題を把握する
  - ④ a. 国内にて本邦の類似実例を調査し、導入に係る課題を把握する
  - ⑤ a. 国内にて本邦の類似実例を調査し、導入に係る課題を把握する
- ウ. 第 1 次現地派遣前に業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA 南アジア部・経済基盤開発部・審査部に提出し、説明を行う。

#### (2) 第 1 次現地派遣期間(2014 年 7 月中旬～9 月中旬)

- ア. 現地業務開始時に、業務計画書を C/P 及び JICA インド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～⑥の項目の業務を行う。
  - ① b. 現地にて必要な情報を収集し分析を行う
    - c. 上記①の a と b を踏まえ、交通流制御の新体制導入の定量的効果把握のため、交通流制御ガイドライン(案)を作成する。先方と協議を行い、新体制導入の合意を得る
  - ② b. 現地にて必要な情報を収集し分析を行う

- c. 上記②の a と b を踏まえ、検査の新体制導入の定量的効果把握のため、検査ガイドライン(案)を作成する。先方と協議を行い、新体制導入の合意を得る
  - ③ b. 現地にて必要な情報を収集し分析を行う
    - c. 上記③の a と b を踏まえ、港内交通の新規則導入の定量的効果把握のため、港内交通規則ガイドライン(案)を作成する。先方と協議を行い、新規則導入の合意を得る
  - ④ b. 現地にて港湾情報共有化のポータルウェブサイト導入のため必要なチェンナイ周辺固有の情報を収集し分析を行う
  - ⑤ b. 現地にて Port Entry Pass の自動認証システム導入のため必要なチェンナイ周辺固有の情報を収集し分析を行う
  - ⑥ a. 長期的な港湾施設配置計画策定の支援のため必要な情報を収集し分析しつつ、CBIC の港湾マスタープランのレビューを行う
- ウ. 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 及び JICA インド事務所に提出し、報告する。

(3) 第1次国内作業期間(2014年9月下旬～10月上旬)

- ア. 第1次現地派遣に係る現地業務結果報告書を JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部に提出し、第1次現地派遣の成果を報告する。
- イ. 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。
- ウ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～⑤の項目の業務を行う。
  - ① d. 上記①の b と c を踏まえ、交通流に係るシミュレーションを行い、交通流の現状再現と対策効果の確認を行う
  - ② d. 上記②の b と c を踏まえ、交通流に係るシミュレーションを行い、交通流の現状再現と対策効果の確認を行う。
  - ③ d. 上記③の b と c を踏まえ、交通流に係るシミュレーションを行い、交通流の現状再現と対策効果の確認を行う。
  - ④ c. 上記④の a と b を踏まえ、ポータルウェブサイトの基本設計・概略積算の支援のために必要な本邦技術の情報収集と分析を行う
  - ⑤ c. 上記⑤の a と b を踏まえ、自動認証システムの基本設計・概略積算の支援のために必要な本邦技術の情報収集と分析を行う
- エ. 第2次現地派遣に係る業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA 南アジア部・経済基盤開発部・審査部に提出し、説明を行う。

(4) 第2次現地派遣期間(2014年10月中旬～12月中旬)

- ア. 現地業務開始時に、業務計画書を C/P 及び JICA インド事務所に提出し、業務内容の

確認を行う。

- イ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～⑥の項目の業務を行う。
  - ① e. 上記①のcとdを踏まえ、交通流制御ガイドライン(案)に則り交通流制御の新体制導入の定量的効果把握を行い、入出管理実務を達成する新体制のガイドラインを確定する
  - ② e. 上記②のcとdを踏まえ、検査ガイドライン(案)に則り検査の新体制導入の定量的効果把握を行い、検査を達成する新体制のガイドラインを確定する
  - ③ e. 上記③のcとdを踏まえ、港内交通規則ガイドライン(案)に則り港内交通の新規則導入の定量的効果把握を行い、港内交通規則ガイドラインを確定する
  - ④ d. 上記④のcを踏まえ、ポータルウェブサイトの基本設計・概略積算の支援を行う
  - ⑤ d. 上記⑤のcを踏まえ、自動認証システムの基本設計・概略積算の支援を行う
  - ⑥ b. 上記⑥のaを踏まえ、長期的な港湾施設配置計画の基本方針(案)を策定する
- ウ. 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 及び JICA インド事務所に提出し、報告する。

(5) 第2次国内作業期間(2014年12月中旬～12月下旬)

- ア. 第2次現地派遣に係る現地業務結果報告書を JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部に提出し、第2次現地派遣の成果を報告する。
- イ. 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。
- ウ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～③の項目の業務を行う。
  - ① f. 上記①のdとeを踏まえ、交通流に係るシミュレーションを行い、交通流の現状再現と対策効果の確認を行う
  - ② f. 上記②のdとeを踏まえ、交通流に係るシミュレーションを行い、交通流の現状再現と対策効果の確認を行う。
  - ③ f. 上記③のdとeを踏まえ、交通流に係るシミュレーションを行い、交通流の現状再現と対策効果の確認を行う。
- エ. 第3次現地派遣に係る業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA 南アジア部・経済基盤開発部・審査部に提出し、説明を行う。

(6) 第3次現地派遣期間(2015年1月上旬～2月下旬)

- ア. 現地業務開始時に、業務計画書を C/P 及び JICA インド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～⑥の項目の業務を行う。
  - ① g. 上記①のeにて策定した交通流制御ガイドラインに則り交通流制御の新体制のパイロット事業の社会実験を実施し、実地指導を行う
  - ② g. 上記②のeにて策定した検査ガイドラインに則り検査の新体制のパイロット事業



の社会実験を実施し、実地指導を行う

- ③ g. 上記③の e にて策定した港内交通規則ガイドラインに則り港内交通の新規則の  
パイロット事業の社会実験を実施し、実地指導を行う
  - ④ d. 上記④の c を踏まえ、ポータルウェブサイトの基本設計・概略積算の支援を行う
  - ⑤ d. 上記⑤の c を踏まえ、自動認証システムの基本設計・概略積算の支援を行う
  - ⑥ b. 上記⑥の a を踏まえ、長期的な港湾施設配置計画の基本方針(案)を策定する
- ウ. 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 及び JICA インド事務所に提出し、報告する。

(7) 第3次国内作業期間(2015年3月上旬～3月中旬)

- ア. 第3次現地派遣に係る現地業務結果報告書を JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部に提出し、第3次現地派遣の成果を報告する。
- イ. 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。
- ウ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の④と⑤の項目の業務を行う。
- ④ e. 上記④の d を踏まえ、ポータルウェブサイト基本設計・概略積算の支援に必要な追加的情報を収集し分析を行う
  - ⑤ e. 上記⑤の d を踏まえ、自動認証システムの基本設計・概略積算の支援に必要な追加的情報を収集し分析を行う
- エ. 第4次現地派遣に係る業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA 南アジア部・経済基盤開発部・審査部に提出し、説明を行う。

(8) 第4次現地派遣期間(2015年3月下旬～5月下旬)

- ア. 現地業務開始時に、業務計画書を C/P 及び JICA インド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～⑥の項目の業務を行う。
- ① h. 上記①の g の交通流制御の社会実験の実施結果の分析・評価を行い、改善方策を提案する
  - ② h. 上記②の g の検査の社会実験の実施結果の分析・評価を行い、改善方策を提案する
  - ③ h. 上記③の g の港内交通の社会実験の実施結果の分析・評価を行い、改善方策を提案する
  - ④ f. 上記④の e を踏まえ、基本設計・概略積算の支援を行う
  - ⑤ f. 上記⑤の e を踏まえ、基本設計・概略積算の支援を行う
  - ⑥ b. 上記⑥の a を踏まえ、長期的な港湾施設配置計画の基本方針(案)を策定する
- ウ. 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 及び JICA インド事務所に提出し、報告する。

(9) 第4次国内作業期間(2015年6月上旬～中旬)

- ア. 第4次現地派遣に係る現地業務結果報告書を JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部に提出し、第3次現地派遣の成果を報告する。
- イ. フェーズⅠにおける現地活動内容、進捗、課題と対策、教訓と提案(フェーズⅡにおける活動契約を含む)について中間結果報告書を作成し、JICA 南アジア部・経済基盤開発部・審査部に提出し、説明を行う。
- ウ. 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。

【フェーズⅡ】

(10)国内事前準備作業(2015年6月下旬～7月上旬)

- ア. 中間結果報告書をもとに、フェーズⅡにおける現地業務の活動内容や工程等について、JICA 南アジア部・経済基盤開発部と協議する。
- イ. 第5次現地派遣に係る業務計画書(和文・英文)を作成し、南アジア部・経済基盤開発部・審査部に提出し、説明を行う。
- ウ. 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。

(11) 第5次現地派遣期間(2015年7月中旬～9月中旬)

- ア. 現地業務開始時に、業務計画書を C/P 及び JICA インド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～③の項目の業務を行う。
  - ① i. 上記①の g と h に係る PDCA サイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う
  - ② i. 上記②の g と h に係る PDCA サイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う
  - ③ i. 上記③の g と h に係る PDCA サイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う
  - ④ g. 上記④の f を踏まえ、ポータルウェブサイト導入のための指導マニュアル作成を行う
  - ⑤ g. 上記⑤の f を踏まえ、自動認証システム導入のための指導マニュアル作成を行う
- ウ. 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 及び JICA インド事務所に提出し、報告する。

(12)第5次国内作業期間(2015年9月下旬～10月上旬)

- ア. 第5次現地派遣に係る現地業務結果報告書を JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部に提出し、第5次現地派遣の成果を報告する。
- イ. 第6次現地派遣に係る業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA 南アジア部・経済基盤

開発部・審査部に提出し、説明を行う。

ウ. 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。

(13)第6次現地派遣期間(2015年10月中旬～12月中旬)

ア. 現地業務開始時に、業務計画書をC/P及びJICAインド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。

イ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～③の項目の業務を行う。

① i. 上記①のgとhに係るPDCAサイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う

② i. 上記②のgとhに係るPDCAサイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う

③ i. 上記③のgとhに係るPDCAサイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う

④ h. 上記④のgを踏まえ、ポータルウェブサイト導入のための指導マニュアル作成を行う

⑤ h. 上記⑤のgを踏まえ、自動認証システム導入のための指導マニュアル作成を行う

ウ. 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAインド事務所に提出し、報告する。

(14)第6次国内作業期間(2015年12月中旬～12月下旬)

ア. 第6次現地派遣に係る現地業務結果報告書をJICA南アジア部、経済基盤開発部、審査部に提出し、第6次現地派遣の成果を報告する。

イ. 第7次現地派遣に係る業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA南アジア部・経済基盤開発部・審査部に提出し、説明を行う。

ウ. 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。

(15)第7次現地派遣期間(2016年1月上旬～2月下旬)

ア. 現地業務開始時に、業務計画書をC/P及びJICAインド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。

イ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～③の項目の業務を行う。

① i. 上記①のgとhに係るPDCAサイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う

② i. 上記②のgとhに係るPDCAサイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う

③ i. 上記③のgとhに係るPDCAサイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う

④ h. 上記④のgを踏まえ、ポータルウェブサイト導入のための指導マニュアル作成を行う

- ⑤ h. 上記⑤の g を踏まえ、自動認証システム導入のための指導マニュアル作成を行う
- ウ. 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 及び JICA インド事務所に提出し、報告する。

(16) 第 7 次国内作業期間(2016 年 3 月上旬～3 月中旬)

- ア. 第 7 次現地派遣に係る現地業務結果報告書を JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部に提出し、第 7 次現地派遣の成果を報告する。
- イ. 第 8 次現地派遣に係る業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA 南アジア部・経済基盤開発部・審査部に提出し、説明を行う。
- ウ. 関連する既存の資料・情報の収集・分析を行う。

(17) 第 8 次現地派遣期間(2016 年 3 月下旬～5 月下旬)

- ア. 現地業務開始時に、業務計画書を C/P 及び JICA インド事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ. 「4.実施方針及び留意事項」(1)の①～③の項目の業務を行う。
  - ① i. 上記①の g と h に係る PDCA サイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う
  - j. 上記①の i について目標を達成できたかどうかの評価を行う
  - ② i. 上記②の g と h に係る PDCA サイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う
  - j. 上記②の i について目標を達成できたかどうかの評価を行う
  - ③ i. 上記③の g と h に係る PDCA サイクルのフィードバック・プロセスを目的達成まで繰り返し行う
  - j. 上記③の i について目標を達成できたかどうかの評価を行う
  - ④ h. 上記④の g を踏まえ、ポータルウェブサイト導入のための指導マニュアル作成を行う
  - ⑤ h. 上記⑤の g を踏まえ、自動認証システム導入のための指導マニュアル作成を行う
- ウ. 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 及び JICA インド事務所に提出し、報告する。

(18) 帰国後整理期間(2016 年 6 月上旬)

業務完了報告書(和文・英文)およびデジタル画像集を作成し、JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部に提出し、報告する。

## 6. 成果品等

(1) 本業務の各段階において作成・提出する報告書は以下の通りとし、本契約における最終成果品は⑥業務完了報告書および⑦デジタル画像集とする。各報告書の先方機関への説明、協議に

際しては、原則として事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### 【フェーズⅠ】

- ① 業務計画書(各派遣前)  
和文4部(JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)  
英文7部(C/P、JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)
- ② 現地業務結果報告書(各派遣終了時)  
和文4部(JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)  
英文7部(C/P、JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)
- ③ 中間結果報告書  
和文4部(JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)  
英文7部(C/P、JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)

#### 【フェーズⅡ】

- ④ 業務計画書(各派遣前)  
和文4部(JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)  
英文7部(C/P、JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)
- ⑤ 現地業務結果報告書(各派遣終了時)  
和文4部(JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)  
英文7部(C/P、JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)
- ⑥ 業務完了報告書  
和文4部(JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)  
英文7部(C/P、JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所)
- ⑦ デジタル画像集  
プロジェクト対象サイト等のデジタル画像および動画を記載したものをデジタル画像集とし、  
CD-R 4部を JICA 南アジア部、経済基盤開発部、審査部、インド事務所へ提出すること

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出すること。  
また、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICA 南アジア部へ提出すること。

#### (2) 報告書の仕様

報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。(1)4)ファイナル・レポートは製本することとし、それ以外の報告書等はすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする(CD-R を併せて提出する成果品は「(1)成果品等」記載のとおり)。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

(3) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に当機構に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。準備調査報告書については、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- ・ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務行程

2014年7月上旬より、JICAより配布される「インド国チェンナイ港・エンノール港の運営維持管理改善に係る情報収集・確認調査報告書」やその他関連資料に則りチェンナイ港運営改善を行う、確認された課題への対応状況を現地にて各担当部局・実施機関に確認し、必要な助言等を行う。2016年6月下旬までに業務完了報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目安

総計 約 44.00 M/M

##### (2) 業務従事者の構成

業務に従事するコンサルタントの各分野を以下に示す。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/ 港湾計画 (2号)
- 2) CFS運営管理 (3号)
- 3) ゲート管理/ 港内交通管理
- 4) 港湾ITシステム設計 (3号)
- 5) コンテナ交通流シミュレーション

#### 3. 国内再委託

国内再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

##### ・交通流調査に係るシミュレーション

調査目的: 交通流の現状再現と対策効果の確認

調査項目: 渋滞長と待機時間

国内再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地

再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

#### 4. 配布資料

・「インド国チェンナイ港・エンノール港の運営維持管理改善に係る情報収集・確認調査」報告書  
(PDF ファイル)・業務内容ごとの実施スケジュール

#### 5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

#### 6. その他留意事項

##### 複数年度契約

本業務の第1年次については複数年度（2014年度及び2015年度、並びに2016年度）にわたる契約を締結することとするため、年度を跨ぐ業務を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、年度毎の精算は必要ない。

以上